相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県稲敷郡美浦村大字美駒二五〇〇番地、最後の住所茨城県稲敷郡美浦村大字興津一〇三七番地一〇〇　被相続人　亡　山田　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月八日

神奈川県川崎市川崎区東田町六番地二ミヤダイビル七階ＡＬＩＶＥ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小林　俊介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県新城市川田字下側三八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　長坂　雅司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月八日

愛知県新城市字宮ノ後七〇番地九

相続財産管理人　司法書士　村松　裕之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区西新橋二丁目一〇番地七、最後の住所三重県亀山市川合町一二八八番地四亀山愛の里　被相続人　亡　齋藤　健

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月八日

三重県津市羽所町三四五番地　津駅前第一ビル六階　**北薗**法律事務所

相続財産管理人　**北薗**　太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市河芸町中瀬三四二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　駒田　健治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月八日

三重県津市栄町二丁目四六六番地

相続財産管理人　弁護士　楠井　嘉行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県隠岐郡隠岐の島町原田一一二二番地、最後の住所大阪府八尾市志紀町西四丁目八番地平太ハイツ一〇五号　被相続人　亡　小川　暢子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月八日

大阪市北区西天満四丁目一一番二二号阪神神明ビル三〇二

相続財産管理人　弁護士　大場めぐみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県萩市大字御許町二二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　囮部　哲弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月八日

山口県萩市大字江崎一一〇四番地一　ながたに法律事務所

相続財産管理人　弁護士　長谷　義明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山口市富田原町四番、最後の住所広島県福山市新涯町五丁目一七番一一号　被相続人　亡　沖**廣**　正則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月八日

山口県山口市吉敷中東二丁目八番五号ｉＢＬＤ中東二階

相続財産管理人　弁護士　佐伯　奉文

無縁墳墓等改葬公告

後山墓地の整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十九年三月八日

一、墳墓等所在地　愛知県名古屋市緑区潮見が丘三丁目九番地

一、墳墓等の名称　い七〇〇一　水落家の墓　四基

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　愛知県名古屋市緑区相原郷二丁目一二七番地　後山墓地管理委員会委員長　福島　嘉金

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成29年３月８日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社アスコットジャパン　②東京都知事(3)80772　③代表取締役　小作エルシー　④東京都港区東麻布１－９－11　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区東麻布一丁目９番11号　株式会社アスコットジャパン　代表取締役　タン・ライ・セン

①株式会社丸栄　②愛知県知事(3)4362　③代表取締役　野原太二雄　④愛知県名古屋市中区栄三丁目３番１号　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県名古屋市中区栄三丁目３番１号　株式会社丸栄　代表取締役　野原太二雄

①協和建設株式会社（旧商号　株式会社トラスト協和）　②兵庫県知事(2)第30026５号　③代表取締役　寿山祐輔　④兵庫県伊丹市千僧４丁目235番地　⑤1000万円　⑥兵庫県知事　⑦兵庫県伊丹市千僧４丁目235番地　協和建設株式会社　代表取締役　寿山祐輔

無縁墳墓等改葬公告

当墓苑墓地の適正な管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十九年三月八日

一　墳墓等所在地　大阪府大阪市東住吉区長居公園一番三二号

一　墳墓等の名称　臨南寺墓苑

一　死亡者の墓籍番号、本籍及び氏名　二一〇―〇三―五　不詳　木村貞次郎、一四区六八　韓国　金沢　新治、三〇七―〇五―四　埼玉県東松山市本町一丁目四六〇五番地　斉藤信三郎、大阪府大阪市住吉区遠里小野六丁目六〇番地の三　齋藤　久子

一　改葬を行おうとする者　大阪府大阪市東住吉区長居公園一番三二号　臨南寺墓苑管理者　大澤　正道